

6 監 第 2 8 号
令和6年7月29日

福島市議会議長 萩原太郎様
福島市長 木幡浩様

福島市監査委員 佐藤博美
同 佐藤成
同 尾形武
同 丹治誠
(公印省略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和6年度
定期監査 結果報告書

建設部
会計課
議会事務局
選挙管理委員会事務局

令和6年7月29日提出

福島市監査委員

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局

建設部：路政課、道路保全課、道路建設課、河川課

会計課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

2 対象期間

令和5年4月から令和5年9月までの執行業務
(必要に応じて令和5年10月以降の執行業務)

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、次の視点で監査を行った。

- 1 収入、支出、契約、財産管理などの事務が適法、適正、正確に執行されているか
- 2 コスト縮減など経済的、効率的な事務執行が行われているか
- 3 事業手法が目的を達成するために有効なものか
- 4 内部統制の整備状況、運用状況が有効か

第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「市が補助金等を支出している事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び茂庭ふるさと館、もにわの湯、茂庭広瀬公園

2 日程

令和6年4月17日から令和6年7月26日まで
(うち施設実査 令和6年7月3日)

第7 監査委員の除斥

尾形武監査委員及び丹治誠監査委員は市議会議員から選任されているため、政務活動費については、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

第8 監査の結果

第1から第7まで記載のとおり監査した限りでは、財務に関する事務の執行等は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。ただし、以下の内容については、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

収入事務関係

・調定・徴収事務関係

道路占用料において、占用料の算出に誤りがあるものがあった。

(路政課)